

ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における  
コスト算定に関する研究会  
(第5回)議事概要

1. 日時: 2023 (令和5) 年12月19日 (火) 13:59~15:32

2. 場所: Web会議による開催

3. 出席者:

(1) 委員:

関口博正主査 (神奈川県大学経営学部教授)、相田仁主査代理 (東京大学名誉教授)、  
春日教測構成員 (甲南大学経済学部教授)、  
北口善明構成員 (東京工業大学学術国際情報センター准教授)、  
砂田薫構成員 (国際大学グローバル・コミュニケーション・センター主幹研究員)、  
高橋賢構成員 (横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授)

(2) オブザーバ:

一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、  
東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、  
ソフトバンク株式会社、ソニーワイヤレスコミュニケーションズ株式会社

(3) 事務局 (総務省総合通信基盤局):

・電気通信事業部 木村公彦電気通信事業部長  
堀内隆広基盤整備促進課長、大堀芳文基盤整備促進課企画官、  
宇仁伸吾基盤整備促進課課長補佐

4. 議題:

- (1) 「交付金算定」に関するコスト算定の検討のための事業者ヒアリング
- (2) 意見交換

5. 議事録

**【宇仁補佐】** 事務局の基盤局基盤課の宇仁でございます。

少し定刻より早いですけれども、皆さんそろいましたので、会議開始に先立ちまして、事務局から御案内をさせていただきます。本日はオンライン会議による開催となりますことから、皆様が発言者を把握できるようにするため、御発言いただく際には、冒頭にお名前をお伝えいただきますよう、お願いいたします。また、ハウリングなどの防止のため、

発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますよう、併せてお願いいたします。なお、構成員の皆様におかれましては、音声がつながらなくなった場合には、チャット機能などを必要に応じて御活用いただきますよう、お願いいたします。

これより先の議事進行は、関口主査にお願いできればと存じます。関口主査、よろしくお願いいたします。

**【関口主査】** 関口でございます。ただいまから、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定に関する研究会第5回会合を開催いたします。

まずは事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

**【宇仁補佐】** 事務局でございます。

議事次第資料1から資料5まで、そして参考資料1から4までを構成員の皆様には事前にお送りしております。また、傍聴されている方には資料を掲載している総務省のホームページを御案内しております。事務局からは以上になります。

**【関口主査】** ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日は、前回第4回会合において事務局から説明のございました交付金算定に関するコスト算定の検討のための事業者・関係者ヒアリングを実施いたします。

また、本日は、先週開催されました第5回交付金算定等のワーキンググループにおいて議論があった点も含めてヒアリングを実施したいと思っておりますが、この点、事務局から補足説明をお願いいたします。

**【大堀企画官】** 総務省の大堀でございます。今、関口主査のおっしゃられた点につきまして、資料1を用いて補足説明させていただきます。

先週開催されました第5回交付金算定等ワーキンググループにおいて論点整理を行いまして、共通費の配賦基準について、二芯であれば芯線数で費用を配賦し、一芯で放送役務と通信役務を提供している場合には例えば役務別の支出額比、波長数、トラヒック比、帯域比などが配賦基準として考えられるといった御提案があることを御説明申し上げました。そして、この配賦基準については、本日のこの研究会における事業者・関係者ヒアリングなどを通じて検討を深め、その成果を年明けのワーキンググループの答申案の中に盛り込んでいく方向性が示されました。その際、特に大谷構成員からは、大要、放送と通信を一芯で扱う場合については、計算に多大な労力を要しない方法で、かつ、単純な数値を用いてもなおその合理性が認められるような配賦基準が見いだされるとよい旨の御指摘がなさ

れたところでは。

本日の事業者・関係者ヒアリングでは、この共通費の配賦基準につきましても、前回事務局から御提示申し上げた本日の参考資料2の検討の視点に加えて、議論を深めていただければ幸いです。よろしく願いいたします。

**【関口主査】** ただいま説明のございました配賦基準につきましても、本日は議論してまいりたいと存じます。

まずはヒアリングを実施したいと存じます。4事業者・関係者から、それぞれ持ち時間15分の範囲内でプレゼンをしていただきます。その後、一括して質疑、意見交換の時間を確保させていただきたいと存じます。

最初に、NTT東西様、お願いいたします。

**【東日本電信電話株式会社】** NTT東日本の井上でございます。本日は説明の機会をいただき、ありがとうございます。NTT東日本、NTT西日本を代表しまして、私のほうから資料2に沿って御説明申し上げます。

2ページおめくりいただきまして、右下2ページでございます。基本的な考え方ということで記載させていただいております。令和5年2月の答申におきまして、交付金の算定方法につきましては、原則としてベンチマーク方式を採用するということとともに、民設民営へ移行された回線設備につきましては、例外的にモデルにより算定した収入費用方式を採用するということとされております。未整備地域の新規整備、あるいは公設設備の民設移行といったエリアにつきましては、例外的に収入費用方式により算定する必要があるとともに、可能な限り実態に即した収入及び費用で算定すべきと、このように考えてございます。

また、未整備地域の解消、あるいは民設移行の促進の観点から、それを担おうとする設備設置事業者にとっては、あらかじめ交付金による支援の額、その支援が得られる期間について、十分な予見性・見通しが得られるということが不可欠というふうに考えてございまして、継続的に収入費用方式により算定する必要があると考えてございます。

3ページは答申の抜粋でございますので、飛ばさせていただきまして、右下4ページでございます。

交付金算定における標準的なモデルと算定方式でございます。交付金算定におきましては、法施行日以降、公設設備が民設移行される場合や、未整備地域において補助事業等により新規整備される場合、こういった場合につきましては、自治体が住民ニーズに基づき

必要性を判断して整備したエリアであり、かつ議会等の承認プロセス等により適正性が確認されているということを踏まえ、例外的に、実際設備量モデルに基づく収入費用方式で算定することが適当と考えます。これらの地域は、下の表で言いますとオレンジ囲みのところになるかと思えます。

1枚おめくりいただきまして、5ページのほうは第3回の当社のプレゼンの内容でございますので、本日、説明は割愛させていただきます。

右下6ページでございます。設備の対象範囲でございます。FTTHにおけるアクセス回線設備の対象範囲につきましては、事務局案で問題ないと考えてございますが、その際には、ワーキンググループの論点整理案で示されたとおり、収入費用方式で用いる収入額につきましても、費用の算定対象設備に対応する形で、その範囲を画定・限定、実際には収入額を圧縮することが必要と考えております。

なお、未整備地域の新規整備を行う上で、当該地域への役務提供に必要となる固有の設備、こういうものが必要となるケースが判明した際には、交付金による支援の対象費用として追加すべきと考えてございます。

7ページは、ワーキンググループにおける論点整理案の抜粋でございますので、説明を割愛させていただきます。

8ページです。海底ケーブルの設備対象範囲でございますが、専ら当該離島への役務提供に要する設備であるという観点から、事務局案の範囲に加え、陸揚局から収容局間の伝送路につきましても含めることが適当と、このように考えてございます。

それから、9ページでございます。町字別の一回線当たりのコスト算定、検討の視点2の関連でございます。交付金算定におきましては、中継回線部門は除外するという点につきましても、事務局案のとおりでよろしいかと考えてございます。

交付金算定におきましては、区域指定時点で未整備だった地域も含めまして、実際の設備構築が行われた後の費用算定となりますことから、設備量等が把握可能になります。このことを踏まえ、より実態に即した費用算定とする必要があると考えてございます。こちらのほうにつきましては、次ページ以降で御説明申し上げます。

町字別の一回線当たりコストの算定につきましては、分母となる回線につきましても、町字別の交付金算定年度における実需要回線数を用いるべきだと考えてございます。

10ページでございます。民設移行・補助事業等を活用した整備の場合、可能な限り実態に即した算定とする観点から、実際設備量に基づく算定とすべきと考えてございます。

具体的には、伐採や除雪・斜面での施工など、地域特性に応じた追加的な工程は、多くの場合、その投資額に反映されますことから、地域ごとの実際の構築費用（投資額）掛けることの全国平均の維持管理係数、こういった数式を用いることにより、地域ごとの実態を反映した費用が算出できるのではないかと考えてございます。

また、減価償却費につきましては、無償譲渡された資産や補助金等により構築された資産につきましては、交付金支援対象外ということでございますが、事業者負担により設備更改が行われた場合には、交付金の支援対象と考えてございます。

なお、役務提供の維持において標準的なモデルでは算定し得ないような費用が発生した場合には、例外的・補完的に実際費用を用いることが必要だと考えてございます。

次のページは、先ほどのページの下を表をさらに詳細にしたものでございますので、御参照いただければと思います。

12ページに移ります。放送に係る通信方式というところでございますが、当社のF T T Hサービスで視聴できるテレビサービスは、R F方式とI P方式と、大きく2種類ございます。R F方式につきましては、ブロードバンドサービスと放送用通信、これを波長により多重しており、波長は常にそれぞれの役務で占有してございます。

I P方式につきましては、ブロードバンドサービス上に流れる様々なコンテンツ、映像コンテンツも含めた様々なコンテンツと同様に、放送コンテンツにつきましても、パケットにより伝送してございます。

右下13ページでございます。電気通信事業者としましては、放送サービスのコンテンツも含めて、全て通信という認識でございます。これは放送法第2条におかれてもそのように定義されていると認識してございます。

当社の光サービスで利用されている放送サービス、こちらにつきましては、ブロードバンドサービスに重畳する付加サービスというふうな扱いになってございまして、実際には芯線にかかるコスト、こちらにつきましては、全てブロードバンドサービス側で負担しておるといような料金設定、サービスの形態になってございます。そのため、少なくとも当社に関しまして、放送サービスの提供に係る芯線コスト、これを支援対象外とした場合には、収入・費用が対象とする設備範囲の不整合が生じるということとともに、放送サービスに配賦されたコストは、利用者からの回収機会、あるいは交付金による支援、ともになくなるということもございまして、結果としてブロードバンドサービスを維持するための支援が不十分になるということもあると考えてございます。

加えて、IP方式の場合には、放送もブロードバンドサービスの上で流れる他のコンテンツと同様、パケットで伝送されているものでございますので、例えばそのコンテンツの種類により分計するという事は非常に技術的に困難なことでございます。また、解析・集計、こういったことを実際に行うとすれば多額のコストが必要となり、かえって利用者料金や交付金の増大につながるというふうに考えてございます。

また、放送用通信が交付金の対象とならない場合には、高コスト分、これを放送事業者様や利用者様に御負担いただくということは現実的には困難でありますので、支援区域で放送サービスを提供する必要がある場合には、ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金とは別の支援制度により支えていただくことが必要になるのではないか、このように考えてございます。

それから、右下14ページでございます。海底ケーブル部門の算定方法というところでございますが、離島ごとに構築方法・故障リスク等異なるということでございますので、実際設備量に基づく算定を原則とすべきと思っております。具体的には、海底ケーブルの実際の亘長、これに単価を乗じると、そこに実額の陸揚点コストを加えるということで算定可能と考えてございます。

こちらにつきましても、標準的なモデルでは算定し得ない費用が発生した場合には、例外的・補完的に実際費用を用いることが必要と考えてございます。

右下15ページ、設備利用部門のコスト算定でございます。利用部門のコストに含まれます注文受付・料金請求、こういった業務は全国集約的に行うことが可能ということでございますので、エリアによらず、全国平均コストにより算定可能ということでございますので、区域指定と同様の算定式でよろしいかと思っております。

ただし、交付金算定におきましては、可能な限り実態に即した費用にするということが重要と思っておりますので、区域指定モデルで用いております一回線当たり収入見込額3,869円、これではなく、各事業者の実際の提供実態を反映した一回線当たり収入額を用いて算定することがよろしいかと考えてございます。

最後、右下16ページでございます。その他考えられる事項というところでございまして、移動電源車等の災害対策設備に係る費用、こちらにつきましても、災害時の役務提供の維持・早期復旧に必要なものでございます。かつ、災害発生時には、地域を限定せず全国に持ち運び可能なものであることや、事業者により配備状況は区々であることから、当該事業者が実際に配備する災害対策設備コスト、これを当該事業者の回線数で除して、一

回線当たりの災害対策コストを算定するのがよろしいのではないかと考えてございます。

また、現に発生した現に伴う復旧コストや、平均化された係数では含めることができないような大規模災害コストが発生した場合、個別に算定する必要があると考えてございます。この際、政府による災害復興予算等も含めた支援がなされる場合には、その部分は交付金から除外するということかと思えます。

当社からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

**【関口主査】** どうもありがとうございました。

続きまして、KDDI様、お願いできますでしょうか。

**【KDDI株式会社】** KDDIの橋本です。本日はよろしくお願いたします。資料のほうを共有させていただきますので、少々お待ちください。

それでは、資料3に基づきまして、説明のほうをさせていただきます。目次は飛ばさせていただきますまして、スライド2のところでは検討の視点1というところで、FTTHのコスト範囲についてどう考えるかというところで、前回の事務局さんの資料のとおりで範囲としては問題ないと考えております。

次のページが、今度、海底ケーブルのところの話で、特に陸揚局内の各設備についてどこまでを対象設備とするかというところで、まず海底ケーブルの対象設備の範囲というところについては、前回の事務局案のとおり、陸揚局と海底ケーブルというところで問題ないと考えております。陸揚局の中の対象設備については、次のページで御説明させていただきますが、先に前回の研究会でコメントのあった離島の中継回線のコストについてどうするかというところにつきましては、基本的には多くの中継局を経由する本島の中継回線と位置づけ自体は同じということですので、2月答申の考え方、これは不採算地域以外の区域における役務提供に寄与しているというところの考え方をもって対象外とするということになっておりますので、本島の中継回線コスト同様に、交付金のほうのコストには算入すべきではないと考えております。

では、次のページで陸揚局のところの設備について御説明させていただきます。

陸揚局の中の、これ、標準的な設備構成ということで書かせていただいておりますが、基本的には海底ケーブルの終端装置があって、伝送側については、海側の伝送端局装置と陸側の伝送端局装置があるというところで、陸側の伝送端局装置については陸上ネットワークのほうにつながっているということになっておりますので、こちらの海側の伝送端局までを海底ケーブルのコストとして見て、陸側の伝送端局のほうは中継回線部門コスト

として見るのがいいのではないかと弊社では考えております。

次のページ行っていただいて、今度は検討の視点2というところで、交付金の算定において、中継回線部門を除外して、アクセス回線部門、海底ケーブル部門、設備利用部門の3つのコストを合算して、町字別の一回線当たりのコストを算定するというところで議論を進めてよいかというところで、こちらについては2月答申のとおり、中継回線部門を除外して残りの3つの部門を合算して町字別の一回線当たりのコストを算定するというところで問題ないと考えております。

次のページ、行っていただいて、検討の視点3のところアクセス回線分のコストの算定をどうするかというところで、例えば区域指定の判定に用いるコスト算定と同じにするというところ、それ以外も考えられるかというところですが、基本的に、区域指定に係るコスト算定方法と、交付金の算定に用いるコスト算定方法というところは同じでよいと考えております。

ただ、前回区域指定判定のところ少し議論があったとおり、実際に大規模な災害が発生して、それがある程度コストを賄えないとブロードバンドが維持できないというような場合については、ここについて、例外的に交付金算定で補填を図っていくのかといったところは、少しイレギュラーな対応としては考えられると思いますので、この辺りは、実際にそういった大規模な災害が起こったときにどうするかというところは議論していく必要があるのではないかと考えております。

次のページ行っていただいて、検討の視点4というところで海底ケーブル部門コストについても区域指定と同じ方法なのかどうかというところで、これも前ページと同じように、基本的には区域指定と同じ算定方法で算定するというところで問題ないと考えております。

次のページ行っていただいて、検討の視点の5で、設備利用部門コストの算定について、これも同じ議題ですけれども、ここも区域指定に係る算定方法と同じ算定方向で問題ないと考えております。

最後、その他考えられる事項というところで、区域指定モデルの検討において、特に災害対策コストについてどうしていくかというところが論点としてございましたが、こちらについては、区域指定モデルの論点整理案というのが、前回出ておりますが、その取扱いと同様に、事業規模によって保有する事業者が限定されるであったり、ブロードバンドサービスの提供に必要な標準的コストと捉えられるものがどの範囲なのかというところについては、LRICでも相当がりがり、この辺はやっておりますので、総務省殿において十



分精査した上で、どこまでを標準的コストと計上するのかというところは議論する必要があるのではないかと考えております。

ちなみに、今回その交付金のコストについては、中継回線コストというところは除外するとなっていて、その理由が、不採算地域以外の役務提供にも寄与しているというところが一つ判断としてあると思いますので、災害対策コストについても、例えば移動電源車みたいなものについては不採算地域だけで用いられるものではなくて、その地域一帯含めてカバーされるものだと思うので、中継回線コストの考え方を踏まえるとそれを入れるべきなのか、入れないべきなのかといったところはあると思いますので、その辺を踏まえて検討が必要かなと考えております。

説明としては以上となります。どうもありがとうございました。

**【関口主査】** どうもありがとうございました。

続きまして、ソフトバンク様、お願いいたします。

**【ソフトバンク株式会社】** ソフトバンクの南川です。よろしくお願いいたします。資料のほう、共有させていただきます。

本日はまたヒアリングの機会をいただきまして、ありがとうございます。では、資料4について弊社から御説明させていただきます。

まず、検討の視点の設備対象範囲についてです。F T T H、H F C方式、ワイヤレス固定ブロードバンド専用型のアクセス回線の範囲については、前回事務局様からいただいた案のとおりで異論ございません。

2 ページ目です。こちらは海底ケーブルについてです。海底ケーブルについてですけど、前回の研究会において陸揚局までの中継回線について議論があった点についてでございますが、その場でも御指摘あったとおり、2月答申において中継回線設備は、不採算地域以外の区域における役務提供に寄与しているため、交付金算定の方式に当たり、設備対象から基本的には除外されるべきというふうに整理されていると認識しております。中継回線につきましては、弊社内、基本的にリング構成されているというふうに認識しております、陸揚局までの中継回線も、他の中継回線と同様に、不採算地域以外の区域における役務に寄与しているということに変わりがないと考えられることから、弊社としては、事務局の案のとおり、対象設備から除外することが適当ではないかというふうに考えております。

続きまして、陸揚局内の設備についてですけども、こちらについては交付金が最終的に

ユニバーサルサービス料として利用者の負担となる可能性があることを考えれば、その肥大化を抑制するという観点からも、現行のLRICのモデルと同様に、必要最低限となる設備とすべきというふうに考えております。

なお書きで補足させていただいたところに、蛇足ではございますけども、海底ケーブルについては、電話だとか放送等の役務と共有している設備であることから、こちらについても2月答申の整理を踏まえて、交付金算定の際はこの二号基礎的電気通信役務の用に供する部分のみがコスト算定されるものと認識しています。

続いて、検討の視点の2、町字別の一回当たりのコスト算定につきましてです。こちらについては、事務局案にありましており、中継回線部門を除外して、アクセス回線部門、海底ケーブル部門及び設備利用部門の3つのコストを合算することで異論ございません。

検討の3でございます。アクセス回線部門の算定方法についてです。弊社としては、区域指定の判定に係るアクセス部門の算定方法を活用することが適切と考えております。また2月答申において実際費用方式を用いる方法について言及されている点につきましては、適正な標準モデルの値では実際費用から大きく乖離してしまう場合、また、例外的、補完的といった極めて限定的な対応が求められているというふうに認識しております。

したがって、適正な標準モデルの値では実際費用から大きく乖離することがあった場合も、まずはその乖離の理由の確認をしたりだとか、本当にそれを考慮すべきものかどうかというのを精緻に検討する必要があるかというふうに考えていますし、また、考慮すべき事由があった場合には、その理由を公表して、まずは標準モデルに反映してその費用を適用するというのが一次的にやるべきものだと思っております。

ただ、どうしても標準モデルの反映まで時間を要する場合であったりだとか、標準モデルへの範囲が著しく困難であるという場合に、実際費用の適用を適用するという限定的な運用にすべきというふうに考えております。

検討の視点の4です。海底ケーブル部門コストの算定方法です。こちらについても区域指定判定に係る海底ケーブル部門のコストの算定方法を活用することが適切と考えております。「また」以降につきましては、検討の視点の3と同じになりますので割愛させていただきます。

続きまして、検討の視点の5、設備利用部門コストの算定方法です。こちらも区域指定の判定に係る設備利用部門コストの算定方法を活用することが適切と考えております。「また」以降につきましては、視点の検討の視点の3、4と同じになりますので、割愛させて

いただきます。

弊社からの資料の説明は以上となります。ありがとうございました。

**【関口主査】** ありがとうございました。

最後になりますが、日本ケーブルテレビ連盟様、お願いいたします。

**【日本ケーブルテレビ連盟】** 日本ケーブルテレビ連盟、小林です。本日は意見ヒアリングの機会をいただき、ありがとうございます。

連盟のほうから2点に関して意見を申したいと思います。

まず、検討の視点1でございます。設備対象範囲でございますけれども、我々としては、F T T H、H F C、固定ブロードバンド専用線型とともに、設備対象範囲は事務局案の提案に賛同をまずいたします。

ただし、ワイヤレス固定ブロードバンド専用型につきましては、コア設備を他の地域と共用せずにサービスを提供するケースも想定されるということで、パターン2をお示ししてございますけれども、こういった占有、占用される場合については、コア設備を含むことが妥当ではないかと思料いたします。

次のページです。2つ目の検討の視点6、その他の考えられる事項ということでございますが、冒頭に御説明のあった共通費の配賦基準に関してということに関して意見を述べさせていただきます。

まず、その検討事項2、考え方二において示されておりますF T T Hに関する配賦に関して、本制度を効率よく進めるため、以下のとおり考えますということで、まず、二芯の場合は芯線数で費用を配賦するというのに賛同いたします。一芯の場合は波長数による配賦が妥当ではないかと考えます。ただし、その妥当性についてはしっかり議論をしていただく必要があると考えます。

続いて2点目でございますけれども、今後、I P放送、マルチキャストですけれども、I P放送方式による放送サービスの提供方法が進む場合、仮にI P放送方式だけを交付金算定の対象にするというのは、R F方式との関係で不公平になると考えます。逆もまたしかりかと思えます。両方式の配賦の在り方に関しては、継続検討事項としてはいかがでしょうか。

3つ目のポイントでございます。H F Cについてでございますが、まずH F Cに関しては、第3回のワーキンググループで当連盟より配賦が難しいとの考えをお示しいたしました。H F Cに関して、F T T Hの移行が進んでいるという中、F T T HとH F Cの放送と

通信の配賦割合により、その結果に大きく差が生じることもよくないと考えます。

ゆえにHFC放送の通信と放送の配賦割合につきまして、検討事項2、考え方二に示されたとおり、まず、F T T Hの配賦基準について議論し、その後、その結果をベースにHFCにも適用することに関して賛同いたします。

その上で、HFCについては配賦が難しいため、作業の効率性も鑑みて、F T T Hと同じ配賦割合を採用することがよいのではないかというふうに考えます。

当連盟からの意見については以上となります。

**【関口主査】** どうもありがとうございました。

ただいまから、これらを踏まえて、交付金算定に関するコスト算定の検討のための意見交換に移りたいと思います。

まだ事業者ごとに意見の対立している箇所も少なくありませんので、闊達な御意見を賜ればと存じます。

チャット順でよろしいですね。プレゼンいただいた事業者にもディスカッションには御参加いただきたいと思っておりますので。

いかがでしょうか。

春日先生、お願いいたします。

**【春日構成員】** 春日です。御説明ありがとうございました。

私は前回の研究会で、NTTさんの5ページ目のところを質問させていただいたので、ここの確認をまずさせていただきたいと思います。左下のオレンジ色のところの「実際の設備量を利用」という意味について質問させていただいたんですけれども、今回の御説明でかなり分かったところがあります。ここの「実際の設備量を利用」というところは、3ページ目の「答申」では「例外的に一定の標準的なモデルを用いて算定した収入費用方式を用いる」ことが可能となっているため、それを解説したもので、それをNTTさんは「実際設備量モデル」というふうに呼んでいらっしゃるということだと理解いたしました。

そのモデルはどこで利用するかというと、4ページ目でお示しいただいている2か所のところですね。特に、2つ目の仮想的モデルでは実態と乖離することが明らかなエリアというのは、「未整備地域であるにもかかわらず黒字と判定されるエリア」だということですので、確かに少ないのかなというふうな印象を持ちました。さらに、ここの判定式に書いてあるように、特に大きく変わってくるのは「実際の構築費用」のところであって、その後の維持管理係数というのは全国平均を用いるためさほど違いが出てこない、ということ

だと。だから、あまり費用が大きくならないようにも配慮しますよ、ともおっしゃっていただいているように理解したのですけれども、まず、それはそういう解釈でよろしいでしょうか。

**【東日本電信電話株式会社】** 春日先生ありがとうございます。NTT東日本、井上でございます。御認識のとおりでございます。

**【春日構成員】** ありがとうございます。

その上でですけれども、例えばソフトバンクさんが5ページ、6ページ、7ページで示されているように、仮にこういうところに必要だったとしても、例外的なのでその都度やっぱり反映すべきなんじゃないか、との意見もあり得るかと思えます。NTTさんの場合は、あらかじめ答申に入れてほしいという御主張だと認識したんですけれども、限定的なので、特別な事情というのをちゃんと公表してほしい、その都度その都度やってほしいという御意見があるものですから、事例が多くないのであれば、そういう方法もありなのではないかなと個人的には思ったんですけれども、それでは何か都合が悪いところというのはありますでしょうか。

**【東日本電信電話株式会社】** NTT東日本の井上でございます。

我々が実際設備量モデルでやっていただきたいと申し上げているのは、公設のところを民設に移行する、それから未整備のところを民設に移行するというところで、民設で補助事業等を活用した整備をするということでございますので、こういったところが仮にモデルで赤字部分を補填し切れないとしたら、民間会社である以上、お引受けできないというふうに思っていて、こういったところは赤字にはならない、ぎりぎりならないというようところで担うということを踏まえると、実際のコストに即した御支援がどうしても必要なのではないかとこの観点から申し上げているということでございます。

**【春日構成員】** 御趣旨は非常に良く分かるんですけども、それをあらかじめ組み込んでおくというよりは、今回の研究会で全ておしまいというわけではなく引き続き個別のケースを検討していくんだらうと私個人は認識しているんですけれども、そういう場がもしあるのであれば、そういうところを改めて議題に上げていただいて、順を追って考えていくという形もありなのかなというふうに思ったものですから、発言いたしました。

感想のところと、私の意見のところがありますので、お考えはよく分かりました。ありがとうございます。

**【関口主査】** この箇所について、ほかの先生方、もしくは事業者さんから御意見等ござ

いますか。

今、チャット欄には相田先生、高橋先生が入っているんですけども、その前にちょっとここについてももう少し議論が必要かもしれませんので、ここに限定して御意見賜れるようであればお願いいたします。

私から1点よろしいですか。このNTTさんの4ページの御主張の箇所、赤字で囲われた箇所については、一つには議会の承認プロセスで適正性が確認されているということが紹介されています。ただ、ここについては、この実際設備量モデルに基づく方式をずっと続けるかどうかは検討の余地があるように思われるんですね。というのは、議会の承認は移行のタイミングでの承認ですから、そこからずっと承認が続くというわけではないので、どこかで原則に戻っていく必要もあるように思われます。

その点でいうと、少なくとも、当初2年間はデータがないはずなので、実際費用でやらざるを得ないかなということは分かるんですが、それ以降、データがそろってきたタイミングでも、ベンチマークには移らないということを御希望されるのかどうかについて、NTTさんからコメント頂戴できますでしょうか。

**【東日本電信電話株式会社】** NTT東日本の井上でございます。関口先生、ありがとうございます。

また繰り返しになってしまうかもしれないんですけども、公設の設備を民設としてお引受けする、あるいは未整備のところを、補助事業を用いても手を挙げるとするのは、ある程度きちんと赤字分の補填が担保されないと、なかなか手を挙げづらいということも踏まえますと、ある程度、2年とは言わず、一定程度の予見性は、我々としては持たせていただかないとなかなか手は挙げづらいというのが事業者としての認識でございます。

**【関口主査】** ありがとうございます。その点は私も理解はするんですが、実はこの交付金モデルは、特定の箇所について赤字を保証するという方式は基本的には取っていないという中で、ベンチマーク方式でやって、最後はごっそりと、交付金をぼこっともらっていたくような形を想定しているということを考えると、民設移行するところですか、あるいはその補助を活用した未整備エリアの整備といったことについて、ずっとこの例外である実際設備量モデルを続けるかどうかについては、まだ検討の余地があるかなと思うんですが、ほかの先生方、御意見ありませんでしょうか。あるいは事業者の方たち、いかがでしょうか。特にありませんでしょうか。

事務局、何かコメントありますでしょうか。

**【大堀企画官】** 1点、補足をさせていただくとするならば、この交付金の性格についてであります。補助金の場合ですと赤字の全額補填ということもなくなはないと思いますけれども、今回の交付金は赤字の一部を補填すると申し上げておりますので、特定の町字で赤字が出て、それが全額交付金で賄われるかということ、そういう制度にはなっていないということであり、この点申し上げておきたいと思います。

**【関口主査】** ありがとうございます。

この点に関して、ほかの先生方、事業者様から御意見等ございますでしょうか。

では、次に行きましょうか。

相田先生、手が挙がっておりますので、お願いいたします。

**【相田主査代理】** 私からは大きく2点。1点目は例の海底ケーブルの話です。これは、前回私が問題提起したことであり、事業者さんの意見が見事に対立してしまったのですが、これは決めの問題なので、最終的にどちらにしても、私としては構わないとは思いますが、これは決めの問題なので、最終的にどちらにしても、私としては構わないとは思いますが、今の理屈づけが陸上部門というか、中継線については、不採算地域以外にも貢献しているからということであることに鑑みれば、もちろん全数調査というわけにはいかないと思いますが、実態としてNTTさんの資料でいうならば8ページですね、この青色の部分が特定の赤の区間のみのために引かれているケースというのと、先ほどソフトバンクさんがおっしゃったようにリング構成等々でもって、ほかの区間の中継と共用されている割合がどれくらいなのか。それから、青色区間と赤色区間のコスト比というのでしょうか、これをもちろん正確に出すのは難しいとは思いますが、恐らく一番コストがかかっているところだろうから補填しようという制度の趣旨からいっても、赤にかかっている費用のほうが圧倒的に高いのではないかとは思いますが、実際に、敷設された経験のある事業者さんのほうで、その辺り、この赤区間と青区間のコスト比がどれくらいなのか、サンプルデータをお示ししていただくのが、最終的に判断するのにいいのではないかというふうに思いました。それがこの海底ケーブルに関する点です。

それからもう1点、放送と通信との配賦、割り勘について、これはNTTの資料でいきますと12ページ目から14ページ目くらいでしょうか。ここの線引きをどうするのかというのは、もしかすると事務局のほうにお伺いするということになるかとは思いますが、先ほどNTTさんのほうから、IP方式はブロードバンドサービスのオプションですという御発言はあったのですが、これは事業者さんによってどういう売り方をするかというのは違う可能性があるんで、必ずしもブロードバンドサービスのオプションということ

じゃなくて、それだけ単独のサービスで売られる事業者さんが出ることもあるということ  
を考えると、それは恐らくあまり適切じゃなくて、どちらかというベストエフォートの  
サービスであるのか、それともある程度、いわゆる放送品質を確保した、いわゆるIP再  
送信と言われるものであるかということが線引きの基準なのかなという気がいたします。

それで、この件についてNTTさんへの質問としては、このIP方式のトラフィックはは  
かれないというお話だったのですけれども、もしこのIP方式による、ビデオサービスと  
いうのがNGN上でもって高優先パケットとして送られているというようなことであれば、  
例の帯域改ざんケースでしたっけ、そこら辺のものでもってそれなりにトラフィック量は把  
握していらっしゃるのではないかなというような気がするのですけれども、そういう、こ  
のIP方式によるフレッツキャストのパケットが、完全に普通のブロードバンドサービス  
と同じベストエフォートパケットとして送られているのか、それとも、高優先パケット等  
でもって区別して送られているのか、それについて、まずNTTさんに確認させていただ  
きたいなということで御質問させていただければと思います。

私からはとりあえず以上です。

**【関口主査】** ありがとうございます。

今大きく2点、御意見賜りました。1点は海底ケーブルの件。それから、放送に関わる  
通信方式、2つの方法についてですが、まず、初めの海底ケーブルの点については、ほか  
の先生方、事業者さんからの意見はいかがでございましょうか。ここはもう完全に事業者  
さんで、NTT対KDDIさん・ソフトバンクさん、対立しているところですけども。

コスト比提示の御要望もございましたが、そこはすぐは出ないかもしれませんが、  
考え方のところでいかがでございましょうか。

**【KDDI株式会社】** KDDIですけど、よろしいでしょうか。

**【関口主査】** お願いいたします。

**【KDDI株式会社】** 相田先生も言われたとおり、個別に設備を見ていくと、実際の陸揚局  
からもうリングになっている場合もあれば、東西さんが図として書いたとおり、陸揚局か  
ら一番近い収容局までが張り出しみたいな形になっていて、そこが専用的に使っているみ  
たいなケースもあるのだとは思いますが、ただ、それを言ってしまうと中継回線  
コストも一緒に、リングになっている場合もあれば、張り出しみたいな感じで、その張り  
出し局が不採算地域だけをカバーしているみたいなことも当然にあり得るので、そういっ  
たものを含めて、標準的に何をコストに入れていくのか、入れていかないのかというところ



ろを今回考えているものではございますので、そういったような中継回線と同じように、確かに個別に見ていくと専用に使っている場合もあるのかもしれないんですけども、そこはやっぱり標準的なものをつくるという観点から、もう中継回線と同じように陸揚局の外側の陸上ネットワークのところについては、中継回線コストとして除外していくというところで整理するのがよいのではないかと考えております。以上です。

**【関口主査】** ありがとうございます。

ほかの事業者さん、先生方、いかがでしょうか。特によろしいですかね。

今、KDD I 橋本さんからの御説明は非常に明快で、区々、リングであったり張り出しみたいな形で一本でやったりということを一本一本確かめるという作業も膨大なものになるし、原則、中継回線コストについては、ここは除いて考えるという考え方が当初の事務局案だったのでこの考え方を修正せずに踏襲していくというのも一つの判断かなという気がいたしております。

事務局、何かコメントございますでしょうか。

**【大堀企画官】** こういったコストが最終的にはエンドユーザである国民の方々に転嫁され得るという点、そしてそういった方々に、事業者互助制度でございますので、事業者の皆様とともに、我々総務省も広報・周知をしていかなければならないという観点からしますと、必ずしも賛同、合意がなされていない案件で、そのままコストイングをしていくというのはなかなか厳しいところではないかと思えます。

なかなか申し上げにくいところではございますが、ぜひ、皆様で御議論いただいて、オーソライズできる部分で、年明けの答申等々に盛り込んでいくということを我々事務局は考えていきたいと思っております。以上です。

**【関口主査】** ありがとうございます。どっちかちゃんと決めてくれというリクエストがございました。

ここについてNTTさん、追加で御発言ございますか。

**【東日本電信電話株式会社】** NTT東日本、井上でございます。

KDD I さんのおっしゃることも理解はしています。ただ、恐らくそういうリングになっている離島というのは比較的大きな離島で、そこはもう既に光が整備されていて、恐らく補助金の対象にならないようなところが多くて、これから整備をしていかなきゃいけない、光が未整備のような小さな離島というのは、比較的、言い方は悪いですけども、行き止まりになっているところだとすれば、そこを追加的に加えるということも考え方の一

つとしてはあると思っております、それは、我々が未整備のところ、収容局ルータ等が仮に必要なときには、追加的にそれを加えるべきじゃないかと言っていることと同じように捉えていただくことも、整理としては可能なのではないかというふうに思います。

**【関口主査】** ありがとうございます。

ソフトバンクさん、いかがでしょうか。

**【ソフトバンク株式会社】** ソフトバンクです。

弊社としては、リング構成と、他の中継回線と変わらないから除くべきだという意見をさせていただきましたけれども、確かに相田先生やKDD Iさんがおっしゃるように、NTTさんもおっしゃるように、個別に見ていけば張り出しで使っていないというところはあるかもしれませんが、相田先生もおっしゃられたとおり、本当にコストがどれぐらいの割合なのかと。あと、そこを特別調査したりだとか、標準モデルに加えてコストを積み上げる労力だとか、そういうことを考えたときに、本当にどこまでやるかというところは全体のボリュームだとか、それを見て判断すべきではなかろうかというふうに考えております。以上です。

**【関口主査】** ありがとうございます。

ほかの意見は、委員の先生方、あるいはケーブル連盟様、ございますか。

今NTTの井上様から、どん詰まり、小さな離島の場合で言うと、ほかにつなぐということよりは、ここ一本だけでつながるというケースが多いのではないかという御意見もありました。ただ、これについては少し割り切って、考え方を分かりやすく整理することも必要だと思っていて、その点では、KDD Iさんの資料の中にもある中継回線用のコストと同じような取扱いがすっきりするという点では、すっきりさはあると思います。

いかがでしょう。NTTさんの御意見は承りながらも、原則、今の段階では、このブルーのところは今回、除外するという形でいかがでございましょうか。

**【相田主査代理】** 相田ですけれども、先ほど申しましたように決めのことですから、少なくとも制度当初、スタート時点でそういう形でやって、実際に運用してみて明らかに不合理でないかというようなことが出てきたときに見直しをするということで差し支えないかなと思います。

**【関口主査】** ありがとうございます。

相田先生からの意見、賜りました。そのように扱わせていただくということでよろしゅ

うございましょうか。

それでは、事務局、そのように決めましたので、よろしく願いいたします。

**【大堀企画官】** 承知いたしました。

**【関口主査】** 次はちょっと大きな問題なんですけれども、放送をどう扱うかについてでございます。

高橋先生、この件であれば、もしあれだったら御発言いただいて構わない……

**【高橋委員】** まったく同じ点でありまして。

**【関口主査】** まず、高橋先生から御発言をお願いします。

**【高橋委員】** 私も相田先生と同じようなことでこの質問だったんですけれども、これ、やっぱりコンテンツでパケットの切り分けが本当にできないものかどうかということなんです。それと、何ていうんですかね、コンテンツの配合比みたいなのは、将来的に大きく変わる可能性があるのかどうか、ちょっとNTTさんに質問したかったんです。

というのは、もしこれ、その配合が変わってくるとなると、なかなか決めづらいということですか、もし切り分けるとしても基準が決めづらいということと、配賦ってやっぱり、いつも私言っていますけど、フィクションの世界なんで、人に影響、プレーヤーに影響をすごく与えるわけですよ。交付金の算定というのは、原価計算でいう意思決定アプローチで、交付金決定のために関連情報を正確に、なるべく正確にということがあるんですけど、一方で原価計算なんで、影響アプローチという、プレーヤーの行動に影響を与えるということもあって、ちょっとこれ難しいなと思って、もし、IP方式で放送のところを抜いちゃったときに、NTTさんなり、ほかのIP方式で放送してサービス提供する人たちにどういう影響があるかなというのが、ちょっと考えなきゃいけないかなというふうに私は、それは感想なんですけれども、まずは質問として、やっぱりコンテンツによってパケットの切り分けができないのかどうかというのを再確認したいところです。お願いします。

**【関口主査】** ありがとうございます。

NTTさん、お願いいたします。

**【東日本電信電話株式会社】** NTT東日本の井上でございます。相田先生からの御質問と含めて御説明申し上げます。

IP方式のひかりTVは、相田先生御指摘のとおり、NGNのところは優先パケットなっております、ある程度カウントが可能です。それを収容ルータまで持ってきて、そこ

からはマルチキャストという形になってきて、そこからは優先とかそういうものではないので、今回のブロードバンドユニバのまさに対象となっているアクセスのところでは、どのようにコンテンツ量になっているかというのは、我々では分かりませんし、コンテンツの中身を覗きに行くということ自体が、通信事業者としてあまりやってはならないというようなところがございますので、非常に難しいところかなと思っております。

それから、高橋先生から御質問いただいた、コンテンツの内容が今後変わっていく可能性があるかということにつきましては、御案内のとおり、インターネットは、そもそも最初は文字から始まって、画像、動画というふうに進んでいるわけですし、動画のような大容量コンテンツは、今後もますますその比率を増していくということになります。

一方で、このIP方式のコンテンツのほうは容量が今後増えていくかということ、もうこれは決まった技術でございますので、こちらは増えていかないということですので、比率的にはだんだんと小さくなっていくと、こういうふうに我々のほうでは認識しています。

以上でございます。

**【関口主査】** ありがとうございます。

この点に関しまして、ほかの先生方、あるいは事業者さんのほうから御意見等ございますでしょうか。

ケーブルテレビさんから具体的な提案が3枚目のところではございましたが、少し、この点何か御発言、追加でございますでしょうか。

**【日本ケーブルテレビ連盟】** ケーブルテレビ連盟でございますが、マルチキャストの部分ということで、NGNの中である程度のトラフィック量が算定されているのであれば、マルチキャストでその後配賦される場所は、マルチキャストですから、ある程度のトラフィック量というのは想定できるんじゃないかなとは思っています。

あとは、やはり我々もここで主張させていただいた役務という視点というよりはサービスという視点で、RF方式で、同じ地デジ、BS、CS等を送るサービスと、IP放送、今この中ではIP再送信という言い方もされましたけども、同じサービスを提供するというような状況において、その両方で、片やRFのほうは算定の対象にならない、IP放送の部分だけは算定になっているという状況自体は、やはり不公平ではないかという主張をさせていただいております。

お問い合わせのお答えになっているかどうか分かりませんが、主張としてはそういった主張になってございます。

**【関口主査】** ありがとうございます。

私も、RF方式とIP方式という、地域の差によって結果が違ってくるということを許容すると、片方の技術をなくしていくという方向に行きかねない。そこは中立的であるべきだというふうに思っていますので、両社において差が出ないような結論が欲しいなというふうには思っているんですが、この点、ほかの事業者さん、先生方、いかがでしょうか。

**【相田主査代理】** 相田ですけれども、このケーブルテレビ事業者さん自身が継続検討にされてはいかがですかということなのですが、先ほど申しましたように、現状のIP方式とNTTさんがおっしゃっているものが、本当の意味で放送と言えるのかどうかという辺りを含めて、事務局というのでしょうかね、総務省さんの中での整理というのでしょうか、そこら辺を確認いただくのがいいのかなというような気がちょっといたしております。以上です。

**【関口主査】** 事務局に振られていますか、事務局、いかがでしょうか。ちょっと早過ぎるかな。

**【東日本電信電話株式会社】** NTT東日本ですけれども、1点、ケーブルテレビ連盟様の御説明で訂正をさせていただきたいんですけれども、IPマルチキャストといっても全部の端末までずっと、ONUまでずっと放送が来ているかと言えばそういうことではなくて、収容局までマルチキャストしたものを、アクセス回線においては、利用者のニーズに応じて取りに行っているという形になっていますので、仮にその町字で1人も利用されていない場合には、そこには全く放送が流れていないと。ただ、それは我々では確認しようがないと、そういうことを申し上げているので、そこは誤解を解いておきたいと思います。

**【関口主査】** ありがとうございます。

**【日本ケーブルテレビ連盟】** ケーブルテレビ連盟でございます。

**【関口主査】** お願いします。

**【日本ケーブルテレビ連盟】** 今のお話ですけれども、将来、どうなるかという視点でいうと、この再送信系については、やはりユーザ様が利用しなければ当然流れないということですが、やはりこういった再送信系については、ユーザ数が増えるとか、あとは、将来にわたってこういったIPマルチというのが当たり前の世界になっていくというような状況においては、全くゼロにならないというか、逆に増える方向じゃないかなというのは一つ意見でございます。

ただ、それを算出する、どうやって算出するかということについては、NTTさんのお

っしやるとおり、分からないということになるかと思えます。以上です。

**【関口主査】** ありがとうございます。

ほかにどなたからでも結構ですが、御意見等ございますでしょうか。

NTTさんの13ページ目のところを拝見しますと、ここでカバーしてくれないと取り漏れが発生するということが御主張の要だと思うんですけども、ただ、このブロードバンドに放送が入るかどうかということになると、放送法第2条の規定は引っ張ってきていらっしやいますけど、ブロードバンドサービスに放送が入るかという、ブロードバンドのサービスとして、放送は除かれるのではないかと私は思うんですけど、それで間違っていないかどうか、事務局に確認をしたいと思っています。

その上で、そのように考えると、RFとIPは何か同じ基準を設けて、統一的に放送部分を除外するという考え方が私は必要なのではないかと考えているし、それから、NGNの中では計測することも技術的には可能だとは思いますが、あまりそこにエネルギーをかけるということも、実利がないと思えますし、特にアクセスのところでコンテンツを見に行くということは、やっぱり通信の秘密にも関わってくることですから、中を見るということには賛成できないというふうに思っています。

そんなふうに考えると、やはり原則としては、上り下りの通信二本と、一本としての放送という波長数の2対1で按分するというところを、RFのほうでも、現実には芯線で分かれていながらも、統一的に処理してしまうという一定の過程を置くということも、私は選択肢としてはあり得るかなと思っていますが、そのような考え方では困るんだというか、反対だという御意見等含めて、御自由に御意見等賜りたいと思えますが、いかがでしょうか。

**【東日本電信電話株式会社】** NTT東日本の井上です。先生のおっしゃること、非常によく分かりまして、ケーブルテレビとの整合性というところも非常によく分かるんですけども、そうなる、我々は、こういったユニバの対象エリアで放送サービスを提供しないほうが満額の交付金を頂けるということになってしまいますので、事業者の行動として、そのような行動を検討せざるを得ないということもあるかと思うところを1点申し上げておきます。

**【関口主査】** ありがとうございます。

そこはただ、NTTさん御自身が13ページで、付加サービスだというおっしゃり方をしている。重畳している付加サービスであるということなので、営利事業である御社にと

って、付加サービスがペイしないんだという判断であれば、ブロードバンドのユニバーサルサービス制度の枠の中では提供をしないという判断もあり得ると私は思っているんですね。

ここについては、放送のほうでこういったサービスが必要不可欠なんだという判断をした場合には、最後の行に書いてあるように、ユニバーサルサービス交付金とは別の支援制度を総務省の違うセクションが御考案なさるといふべきなんだろうと、私の筋論からいうと申し上げなきゃいけないかなとは思っております。

放送の、こういったエリアに不可欠だということになると、それは放送政策のほうで考えるということになると思うんですね。IPで放送を提供できないエリアでは、アンテナを立ててテレビを見てくださいという選択肢がまだ提供されてと言わざるを得ないなという。

この点を含めて、先生方……

**【相田主査代理】** 相田ですけど、よろしいでしょうか。

**【関口主査】** お願いします。

**【相田主査代理】** 何年前かに4K・8K放送のIP再送信の検討会員に参加させていただいたことがあるのですがけれども、4Kだと20数メガ、8Kだと80メガがコンスタントに流れ続けるというネットワークが必要になるというので、これはもはや、現状のような分ベストエフォートのブロードバンドサービスとはもう違うネットワークが必要になる。それはIOWNになるのか何か分からないのですがけれども、その段階に至ると、もうこのブロードバンドのオプションですという位置づけでは到底済まなくなると思います。

なので、先ほどから申しましたように、現状はNTTさんが提供されているのは、どうやら一番末端の区間はもうベストエフォートでパケットを送られているということですし、ブロードバンドサービスの単なる一つのオプションであるということで問題ないかとは思いますが、けれども、やっぱり、ちゃんとそれで済まないようなサービスというのは何なのか、そのときにどう別立てで考えるのかということは、ケーブルテレビ連盟さんもおっしゃるように継続検討課題ということにしておくのがいいんじゃないかなというふうに思います。以上です。

**【関口主査】** ありがとうございます。

ただ、ここも事務局としては結論を出したいと思っていらっしゃいますので、将来、状況の変化によって検討が必要な場合には、そこをしっかりと再検討するというので、現

時点において、先ほど私のほうで申し上げたように、RFとIP、2つの方式によって差がないような配慮をしつつ、放送については、今回、ブロードバンドユニバーサルサービス交付金制度の中からは除外していくという考え方でいかがでございましょうか。

波長数ということで、2対1で按分するというのをRFのほうでも適用してしまうと、雑ではあるということは覚悟しているんですけども、そのような考え方でいかがでございましょう。

**【相田主査代理】** だとすると、多分、現状、NTTさんがおっしゃるIP方式の現状のサービスは、多分放送サービスではないという整理になるのかなというふうに思います。

以上です。

**【関口主査】** ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

事務局、補足何かございますか。

**【大堀企画官】** いえ、ございません。ありがとうございます。

**【関口主査】** ほかに御指摘の点、ございますでしょうか。

**【北口構成員】** すみません、東工大、北口ですが。

**【関口主査】** お願いいたします。

**【北口構成員】** 先ほどの件ですけれども、波長数でいくということは、IP方式はもう放送が流れていないという判断をするという認識で間違いないですか。

**【関口主査】** 流れていることを前提に、3分の1は除外するという意味です。

**【北口構成員】** 承知しました。ありがとうございます。

**【関口主査】** 上り下りで通信側が2使って、放送が1を使うというふうに仮定をして、あまり実トラヒックなんて気にしないので。

**【北口構成員】** 承知しました。分かりました。

**【関口主査】** 2対1で按分ということでいかがでしょうかというざっくりした御提案出ございます。

砂田先生、いかがですか。

**【砂田構成員】** ありがとうございます。将来、どんどんIPが増えていくということを考えると、通信の事業者からとってみると、通信のサービスの一環というふうにIPでは見えるのは、当然なんだろうなという感想を私は持ちました。

ただ、NTTの資料の13ページにあったように、放送のほうでの交付金とか補助金の制度と、どういう補完的になるかという視点も必要なのではないかと。既に放送のほうで現



にある支援制度、あるいは今後議論する制度との整合性という視点も必要なのかなという感想を持ちました。以上です。

**【関口主査】** ヒアリングの中でも、地方公共団体さんからは、この制度の中で放送をちゃんと面倒見てほしいんだという御希望は結構強かったというのは認識しているわけです。ただ、このブロードバンド交付金は国からの支援というわけではなくて、契約者から負担金を徴収するという形で原資を賄っているのです。ブロードバンドを享受する上で、地域間の補填をしていくということに徹するというの中では、放送サービスにまでお金が流れていくということについては、強烈的な違和感があると私は思っていますので、少しざっくりした配賦になるということを感じの上で、ここは除かせていただいて、放送の必要性について、ほかの制度が立ち上がるのであれば、そちらで面倒見てもらうという形でやるべきだというふうに考えているという次第であります。

この点、事務局のほうから何か補足説明等はございますでしょうか。

**【大堀企画官】** 先ほど、高橋先生からフィクションの世界というお話もいただいたところでございます。そしてまずもって、このコスト研究会においては、ミッションといたしましては、2月答申の中で、放送と通信は適切なコストドライバに基づき費用配賦することが必要であると結論づけられ、その適切なコストドライバとは何なのかということをお話いただいているところでございます。そして、放送役務を除くということは、もう2月答申で既定路線的に流れている文脈でございました。

よって、適切なコストドライバというものが何なのか、フィクションの世界という前提の上で御議論いただいて、御結論を賜ればありがたいと思っております。また、年明けの論点整理案の中で改めて御議論いただくということかと思っております。以上です。

**【関口主査】** ありがとうございます。

ほかの点につきまして、先生方からコメントございますでしょうか。

NTTさんの6ページのところで、吹き出しがあるんですけども、この緑のところのカバーからはみ出たところで、収容ルータについて新設を要する場合には交付金の算定対象とすべきなんだというお話がございました。ここは町字での新設で、そこしかないということがやっぱり確認されないといけないんだろうとなっていて、先ほどの海底ケーブルの話は同じ属性を持っているような気がするんですけども、これについては交付金の算定対象としなくていいのではないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

NTTさんから少し、必要性についてもう少し説明いただいた上で、もう一度判断しま

しょうか。

**【東日本電信電話株式会社】** NTT東日本の井上です。

収容ルータが必要となるケースというのは、基本的に収容数が小さいと見込まれる場合には、隣の収容局の収容ルータを活用しているということですが、収容ルータから端末までの距離が長くなる場合に光信号の減衰がありますので、中継として置かざるを得ないケースがあります。

仮に、これが交付金算定として認められないということであれば、収容ルータを我々の負担で置くことができませんので、このエリアはお引受けすることができないということになるかと思えます。以上です。

**【関口主査】** ありがとうございます。

ここは提供不可になるという御判断ですが。もし事務局から補足あればいただきましょうか。

**【大堀企画官】** ありがとうございます。実はこの点は、先ほど関口主査からも御指摘いただきましたとおり、海底ケーブルの中継回線部分をアクセス回線部分的に捉え、海底ケーブル部門コストに入れるのかどうかの議論と同じようなところでありまして、もう1点、同じような論点がございます。

ケーブルテレビ連盟様のワイ固専用型の部分でございます。ケーブルテレビ連盟様の資料の1ページ目でございます。パターン2として想定される絵を描いていただきました。こちらのほうのヘッドエンド内部に5Gコアが置かれる場合があるという部分がございます。構造的には、海底ケーブルのお話も含めまして、3つの事例ともに似たようなものがあると思っており、これは限界事例的な部分になってきていると思っております。

御議論をいただければありがたいと思えます。

**【関口主査】** これはもう限界事例ですよ。

**【大堀企画官】** そう思います。

**【関口主査】** ここだけ入れるという判断はあり得るということですか。

**【大堀企画官】** 例えばでございますけれども、こういった限界事例をもし入れていくとありますと、ニュートラルに申し上げさせていただくと、それぞれの収容ルータや5Gコアが、その後引き続いて、その町字のためにのみ使われていて、ほかのエリア等々で使われていないというような報告を毎年いただくことになろうかと思えます。そうでなければコストイングの内容に入れ続けることになりますので、どこで外す、外せるのかというこ

との判断がつかないということが制度的に考えられます。

**【関口主査】** 今、大堀企画官から御報告いただきましたように、ここをもし入れるとすると、ほかの用途には使っていないという、報告書を事細かに毎年度課した上で、入れていくという限界事例の参入を毎年チェックしていくということになると思います。

その事務コストを考えると、わざわざ報告システムを改めて設けるといところまで頑張るかどうかの判断だとは思うんですね。それでも入れてほしいという御希望があれば、事務局に報告、聴取する義務の手続を制度化していただくということになると。それがないと、うちは進出しなからねということでもおありのようですけれども、NTTさん、あるいはケーブル連盟さん、ここについてはそのような報告聴取義務を課されてでも、ぜひ設備として含めていくべきなんだという御判断に変わりはありませんでしょうか。

**【東日本電信電話株式会社】** NTT東日本の井上でございます。

**【関口主査】** お願いします。

**【東日本電信電話株式会社】** 収容局ルータは、かなりコスト、投資額もかかるところでございますので、こちらを申請しないということは、なかなか事業者としては考えにくいかなと思っておりますので、仮にそのような報告義務があったとしても報告させていただくことになろうかなと思います。

**【関口主査】** ありがとうございます。

ケーブルテレビ連盟様は、1ページの点についてコメントございますか。

**【日本ケーブルテレビ連盟】** 今、NTT様と同様でございます。5Gコアについても、こちら、そういった場合には入れていただきたいと。毎年報告ということについては許容できるかと思えます。

**【関口主査】** 事務局、もう一つ仕事が増えたようですが、よろしいですか。

**【大堀企画官】** 承知いたしました。また年明けの論点整理案の中でまとめさせていただきます。

**【関口主査】** よろしく願いいたします。ありがとうございます。

ほか、お気づきの点、ございませんでしょうか。

大分いろんな種類の議論を今日はすることになってしまいましたが、どこでも結構です。全体を通じて、お気づきの点ございましたら、ぜひ御発言のほど、お願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

事業者の皆様もぜひ、この際ですから御発言いただければ、御自由にどうぞ。

**【KDDI株式会社】** KDDIですけど、よろしいでしょうか。

**【関口主査】** お願いします。

**【KDDI株式会社】** 今まさに議論していただいていた收容ルータとか5Gコアの話なんですけれども、事務局から先ほどお話があったとおり、基本的な構成というか構造は先ほどの海底ケーブルの話と同じなのかなと思っていて、個々に見ればいろんな事情があるよねというのは、そのとおりかなと思っています。ただ、やっぱり標準的なものをつくっていくという観点においては、ある程度決めも必要なんだと思っていて、先ほどの海底ケーブルのほうでも、決めとして、中継回線として整理するということなのであれば、こちらについても基本的には中継回線コストに当たるものについては、除外していくという基本的な考えにのっかって整理するという考え方も、制度開始時においてはある程度必要なのではないのかなと考えております。

それでもって、実態とあまりにも乖離するということであれば、当然、将来に向けて見直していくというところはあるんだと思うんですけども、当然、その制度開始時から100%のものはつくれないという状況においては、ある程度割り切りは必要なかなと考えております。以上です。

**【関口主査】** ありがとうございます。少し割り切るといふ。

**【大堀企画官】** 関口先生、事務局でございます。

**【関口主査】** お願いします。

**【大堀企画官】** 事務局から質問をするのは大変恐縮ですけども、今のKDDI様の資料について、4ページ目について御質問させていただいてもよろしいでしょうか。

**【関口主査】** もちろん。お願いします。

**【大堀企画官】** 申し訳ございません。4ページ目、開いていただきますと、KDDI様の資料が大変分かりやすく、陸揚局内の局舎内の装置について、青い部分は中継回線などで外す、赤い部分は海底ケーブル部門コストなので入れるというふうにお見受けします。この絵と横並びに、NTT東西様の作られている6ページ目の資料、今の收容ルータの部分を突合せますと、うまくこれと対比できるかと思っておりますが、KDDI橋本様、教えていただきたいのですが、こちらで今映写させていただいている陸側伝送端局装置は、收容ルータ的に見える、捉えることができるようなものなのでしょうか。

**【KDDI株式会社】** ちょっと物が違うので、完全に一致ということではないとは思うん

ですけれども、F T T Hの図でいくと、光信号伝送装置のO L Tがあつて、そこがいわゆる海側伝送端局の内側の終端装置のところに当たるのかなと思っておりますので、その収容ルータというのは……（混線あり）……大丈夫ですか。

**【関口主査】** 今、混線してMR Iさんの音が入ってしまったんですけれども、いまは聞こえていますね。

**【宇仁補佐】** はい。事務局です。今は大丈夫です。

**【KDDI株式会社】** はい。収容局ルータのところは、その外側に入るのかなというところかと思っています。完全に装置が一致するものでもないので、完全にそうかと言われるとちょっと怪しい部分はありますが。

**【大堀企画官】** 極端な質問をしてしまいまして、申し訳ございません。概念的なところが分かりました。ありがとうございました。

**【関口主査】** ほかの点、いかがでございましょうか。大体出尽くした感じでしょうかね。特に、御希望ございませんでしょうか。

チャットには、高橋先生の後に入っていないんですが、若干早いですけれども、特段の御意見、御質問等ございませんでしたら、この辺りで終わりたいと思うんですが、いかがでしょう。よろしいですか。

それでは、本日の議事につきましては以上とさせていただきますと思っております。

追加の御意見等ございませんでしたら、最後に、次回会合につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

**【宇仁補佐】** 事務局です。次回会合は、来年1月22日、月曜日を予定しております。詳細について、後日、事務局から御連絡申し上げます。

事務局からは以上になります。

**【関口主査】** はい、どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定に関する研究会第5回会合を終了いたします。

次回、1月22日ということなので、年内、これで最後になりますので、皆様、よいお年をお迎えくださいませ。

本日はどうもありがとうございました。以上で終了いたします。

(以上)